

岩倉市談合情報対応基準

(趣旨)

第1条 この基準は、入札談合に関する情報があった場合における本市の対応について、必要な事項を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 入札談合に関する情報への対応に係る一般原則は、次に定めるとおりとする。

- (1) 入札に付そうとする工事等について入札談合に関する情報があった場合には、当該情報の提供者（以下「情報提供者」という。）の身元、氏名等を確認の上、直ちに岩倉市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に通報しなければならない。この場合において、情報提供者が報道機関であるときは、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。
- (2) 前号に規定するもののほか、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、事務局に通報するものとする。
- (3) 事務局は、前2号の規定により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合又は事務局において新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合には、情報の内容を談合情報報告書（様式第1）にまとめ、速やかに委員会を招集し、当該報告書の内容を報告しなければならない。
- (4) 委員会は、前号の規定により事務局からの報告を受けたときは、当該情報の信憑性及び次条から第5条までの規定による手続を行うことが適切であるか否かについて審議するものとする。
- (5) 前号の規定による委員会の審議の結果、次条から第5条までの規定による手続を行うこととした情報（以下「談合情報」という。）については、必要に応じて公正取引委員会に通報するものとする。

(情報提供者が明確な場合の対応)

第3条 談合情報について、情報提供者の身元、氏名等が明確な場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり対応するものとする。

- (1) 入札執行前に談合情報を把握した場合

ア 公正取引委員会への通報

事務局は、談合情報があった旨を、様式第2により直ちに公正取引委員会に通報しなければならない。

イ 事情聴取

(ア) 委員会は、当該入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うものとする。

(イ) (ア)の事情聴取は、入札までの期間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行い、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰下げにより入札を延期した上で行うものとする。

(ウ) 事務局は、(ア)の事情聴取の結果について事情聴取書（様式第3）を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

ウ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、当該入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。この場合において、事務局は、その旨を公正取引委員会に通報するものとする。

エ 談合の事実があったと認められない場合の対応

(ア) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、全ての入札参加者から誓約書（様式第4）を提出させるとともに、入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に、入札を行うものとする。

(イ) (ア)の規定による入札は、岩倉市談合情報による入札参加業者のくじ実施要領（平成8年4月1日施行）により、委員会での決定を経た上で、入札に参加できる業者の数をくじにより減少させて執行することができるものとする。

(ウ) 事務局は、(ア)に規定する誓約書の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

(エ) (ア)の規定による入札を行う場合は、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書を提示するよう要請するものとする。ただし、工事費内訳書の提示を求めない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕がないと

きは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書の確認の必要性等を考慮の上、工事費内訳書の確認を行わずに入札を執行し、又は工事費内訳書の提示を要請の上、入札日を延期して入札を執行することにより対応するものとする。

(オ) (ア)の規定による入札には、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員をいう。）が立ち会い、工事費内訳書を入念に確認しなければならない。

(カ) (オ)の規定による工事費内訳書の確認において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応は、ウの規定を準用する。

(キ) 事務局は、(ア)の規定による入札終了後に、入札執行調書の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

オ 一般競争入札の場合の留意点

談合情報があった入札が一般競争入札である場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かが明らかでないため、入札日において当該入札に参加するために入札場所に集まった者を対象として、イからエまでの規定により対応するものとする。

(2) 入札執行後に談合情報を把握した場合 委員会は、入札執行後に談合に関する情報が事務局にあった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額が既に閲覧に供されていることに留意しつつ、次のア又はイに掲げる手続によることが適切か否かを第2条第4号の規定により判断するものとする。

ア 契約締結以前の場合

(ア) 公正取引委員会への通報

事務局は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会に通報し、併せて入札執行調書の写しを送付するものとする。

(イ) 事情聴取

a 委員会は、当該入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。

b 事務局は、aの事情聴取の結果について、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

る。

(ウ) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、当該入札を無効とするものとする。この場合において、事務局は、その旨を公正取引委員会に通報するものとする。

(エ) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、当該入札を行った者全員から誓約書を提出させた上で、落札者と契約を締結するものとする。この場合において、事務局は、当該入札に係る契約書の写し及び入札執行調書の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

イ 契約締結後の場合

(ア) 公正取引委員会への通報

事務局は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会に通報し、併せて入札執行調書の写しを送付するものとする。

(イ) 事情聴取

a 委員会は、当該入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。

b 事務局は、aの事情聴取の結果について、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

c 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。この場合において、契約を解除したときは、その旨を公正取引委員会に通報するものとする。

(情報提供者が不明の場合の対応)

第4条 談合情報について、当該情報の提供者の身元、氏名等が確認できない場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり対応するものとする。

(1) 入札執行前に談合情報を把握した場合

ア 事情聴取

(ア) 委員会は、入札参加者全員に対して事情聴取を行うものとする。

(イ) (ア)の事情聴取は、入札までの期間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行い、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰下げにより入札を延期した上で行うものとする。

(ウ) 事務局は、(ア)の事情聴取の結果について、事情聴取書を作成するものとする。

イ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、当該入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。この場合において、事務局は、その旨を公正取引委員会に通報するものとする。

ウ 談合の事実があったと認められない場合の対応

(ア) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に、入札を行うものとする。

(イ) (ア)の規定による入札は、岩倉市談合情報による入札参加業者のくじ実施要領により、委員会での決定を経た上で、入札に参加できる業者の数をくじにより減少させて執行することができるものとする。

(2) 入札執行後に談合情報を把握した場合

委員会は、入札執行後に談合に関する情報が事務局にあった場合には、次のア又はイに掲げる手続によることが適切か否かを第2条第4号の規定により判断するものとする。

ア 契約締結以前の場合

(ア) 事情聴取

a 委員会は、当該入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。

b 事務局は、aの事情聴取の結果について、事情聴取書を作成するものとする。

(イ) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められ

る証拠を得た場合は、当該入札を無効とするものとする。この場合において、事務局は、その旨を公正取引委員会に通報するものとする。

(ウ) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、当該入札を行った者全員から誓約書を提出させた上で、落札者と契約を締結するものとする。

イ 契約締結後の場合

(ア) 委員会は、当該入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。

(イ) 事務局は、(ア)の事情聴取の結果について、事情聴取書を作成するものとする。

(ウ) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。この場合において、契約を解除したときは、その旨を公正取引委員会に通報するものとする。

(事情聴取の方法)

第5条 前2条に規定する事情聴取は、委員会の複数の委員により行うものとする。

2 前2条に規定する事情聴取は、事情聴取の対象者を呼び、一者ずつ聴き取りを行うものとする。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入札（予定）日時	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 ・その他 役職・氏名等
受 信 者	
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
当該案件の問合せ先	

様式第2（第3条関係）

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務局
様

岩倉市副市長

談合情報に関連する資料の送付について

当市の 工事の入札に係る談合情報に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

（事項）

- 1 談合情報報告書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 入札調書（写）
- 5 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）
（該当するものに○を付すこと。）

様式第3（第3条、第4条関係）

事 情 聴 取 書

工 事 名

業 者 名

事情聴取を受けた者

事情聴取者

日 時 年 月 日

場 所

質問 ・ 聴取内容

1 工事の入札に先立ち、既に落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。
2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ又は話合いをしたことがありますか。
3 あったとすれば、どのような内容の打合せ又は話合いでしたか。

上記のとおり間違いありません。

氏名

誓 約 書

貴市発注の下記工事に関し、談合等不正行為は一切行っていないことを誓約いたします。

なお、談合等と思われる行為を行った場合は、いかなる処置をされても一切異議は申しません。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 工 期 年 月 日
 年 月 日

年 月 日

住所
商号
氏名

岩倉市長

殿